

防災行政無線無料テレフォンサービス

▶ 防災行政無線が聞き取れなかったとき
Tel 0120-99-6907 (通話料無料)

緊急診療テレフォンサービス

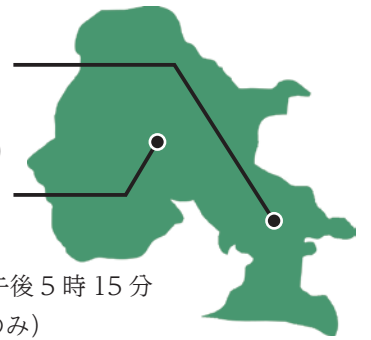
▶ 緊急診療が必要な場合の相談・案内
窓口を案内します
Tel 0800-800-7766

☎ 石岡本庁舎 Tel 23-1111 (代)
〒 315-8640

☎ 八郷総合支所 Tel 43-1111 (代)
〒 315-0195

石岡市柿岡 5680 番地 1

開庁時間：☎～☎ 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
※水曜日は午後 7 時まで (一部業務のみ)



くらし・手続き

土地や家屋などの
評価額を確認できます

▼ 新年度の土地・家屋の固定
資産税評価額が他の土地・
家屋と比較して適正かどう
かを確認できます。

日時／4月1日(日) 30日(金)

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15
分 (土日祝日を除く。水曜
日は午後 7 時まで)

場所／本庁税務課窓口 (八郷
総合支所では行いません)

確認できる人／① 固定資産税
(土地・家屋) の納税者

② 納税者からの委任状により
委任を受けた代理人

持ち物／本人確認の運転免許
証・健康保険証など

注意事項／コピー不可。償却
資産は対象外。

名寄帳の閲覧

▼ 4月1日から随時、新年度
の名寄帳を閲覧することが
できます (閲覧は自分の資
産のみ)。詳しくはお問い
合わせください。

☎ 税務課 Tel 23・7295

軽自動車等の廃車・
名義変更手続はお早めに



▼ 軽自動車税は、その年の 4
月 1 日時点で登録している
車両の所有者に課税されま
す。また、月割課税 (還付)
の制度がないため、令和 3
年 4 月 2 日以降に廃車や名
義変更 (譲渡) の手続をし
た場合、令和 3 年度分の年
税額すべてを納めていただ
くこととなります。

※ 廃車や名義変更手続を販
売店などに依頼した場合、
期日までに手続が完了しな
いために課税が発生する場
合があります。

手続期限／4月1日(日)

軽自動車税の課税対象車両

- ① 原動機付自転車、ミニカー
(排気量 125cc 以下)
- ② 小型特殊自動車 (耕運機、
トラクター、フォークリフ
トなど)
- ③ 軽二輪車、小型二輪自動車

☎ 税務課 Tel 23・5584

(排気量 125cc 超)
④ 三輪以上の軽自動車 (排気
量 660cc 以下)

手続が必要な場合

- ① 廃車：今後使用しない、盗難
にあった、廃棄処分したなど
- ② 名義変更：売却した、他者
に譲った、亡くなった家族名
義のままになっているなど

手続場所／ナンバーや車種に
よって、手続場所が異なり
ます。必要書類など各手続
先にお問い合わせください。

石岡市・八郷町ナンバーの原
動機付自転車、ミニカー、小
型特殊自動車 (茨ナンバー・
土浦 99 ナンバー含む)

本庁税務課・支所市民窓口課
土浦・茨城・茨ナンバーの軽
二輪車、小型二輪自動車
軽自動車検査協会茨城事務所
土浦支所
(つくば市島名 3915)

Tel 050・3816・3106

土浦・茨城・茨ナンバーの三
輪以上の軽自動車

茨城運輸支局土浦自動車検査
登録事務所
(土浦市卸町 2・1・3)
Tel 050・5540・2018

☎ 税務課 Tel 23・5584

広告掲載欄

広告掲載欄

新ごみ処理場の利用と 分別の変更について

問い合わせ

☎生活環境課 TEL 23-7301

☎総務課 (内線 1338)

▶ 3月15日(日)からは、八郷地区在住の人も「霞台クリーンセンターみらい」にごみを持ち込むこととなります。

【注意】新治地方広域事務組合環境クリーンセンターへの持ち込みは3月13日(日)11時45分まで



霞台クリーンセンターみらい

(小美玉市高崎1824番地2)

一般ごみ受付開始日：3月15日(日)

受付時間：午前8時30分～午後4時30分

持ち込みできない日：日曜日、年末年始

新ごみ処理施設稼働に伴う 集積所から収集する分別種別の変更点

※粗大ごみは「霞台クリーンセンターみらい」に自己搬入あるいは市で行う戸別回収(有料・要事前申込)のいずれかでの処分

	旧分類 (令和3年3月まで)	
	石岡地区	八郷地区
1	燃えるゴミ	可燃ごみ
2	空缶・金属	不燃ごみ・カン
3	陶器類	不燃ごみ・カン
4	無色のびん	無色ビン
5	茶色のびん	茶色ビン
6	その他のびん	その他ビン
7	蛍光灯・電球	不燃ごみ・カン
8		
9	ペットボトル	ペットボトル
10	新聞紙	新聞紙・チラシ
11	段ボール	段ボール
12	雑誌・チラシ	雑誌
13	—	牛乳パック
14	—	その他紙
15	古布	古布



新分類 (令和3年4月から)	
市内統一	
燃やすごみ	
カン・金属類	
ガラス・陶磁器類	
無色びん	
茶色びん	
その他びん	
蛍光灯・電球	
乾電池・水銀体温計	
ペットボトル	
新聞紙・チラシ	
段ボール	
雑誌 (雑誌・紙パック・その他紙容器)	
古布	

※詳しい分別については、広報いしおか2月15日号に折り込みの新分別ガイドをご覧ください。

広告掲載欄